

令和8年度 堺市立平尾小学校いじめ防止基本方針

堺市立平尾小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなりうるもの」であるとの考え方を全教職員で共通理解をし、「いじめは未然防止・早期発見・早期対応が重要」との姿勢のもと、市（教育委員会含む）、学校、家庭や地域、関係機関等との連携を図り、取り組むものとする。

【いじめの認知について】

○過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・・、一回きりだから・・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実である。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられている。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていない。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意する。

いじめ認知の実際

○物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えないが実際にいじめとして対応していく。

- 「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられている。例えば「いじめその兆候を早期の段階で把握すよう努めた。」ということであるが、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあってはならない。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして確実に認知するようにする。
- いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかしと考える。法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えている。よって、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えている。いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝える機会を持つようにする。

2 いじめの未然防止について

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題を克服していくためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点をもって指導を行う。児童をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを育まない土壌をつくるために、教職員、保護者、関係者が一体となった継続的な取組を行う。
- 自分や他者のよさや可能性を認め、お互いの人格を尊重し合える態度や社会性など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことができるよう、4月には言葉使いの指導を全学年通して行う。低学年で、「SAFEプログラム」を用い、4年生では「CAPプログラム」「情報モラル教室」、5年生では「福祉体験」「CAPハンディ体験」、5・6年生で「非行防止教室」等で規範意識の醸成と豊かな人権感覚を育む取り組みを行う。また、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、全教科・道徳の授業で豊かな情操や道徳心を養う。
- また、異年齢の人との関わりを重視し、実際に接していく中で、同年齢の集団では発揮しにくい、「相手の気持ちを汲みとり」「思いやり持って接する」体験を積み重ねることで、豊かな心を育んでいく。全学年によるたてわり活動「平尾っ子」、隣接学年に対する学習発表、1年生の幼小交流、3年生による世代間交流、5年生の和風荘・美原荘の訪問・交流、新1年生の入学体験、6年生による1年生との給食や清掃活動の実施など、計画的・日常的に実施していくようにする。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対処できる力を育むために、全職員でユニバーサルデザインを目指した授業研究を行う。また、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる

学級づくりを行う。

3 いじめの早期発見について

- いじめの早期発見は、大人が連携し、児童のささいな変化にも気付く力を高める必要がある。いじめは教師が発見しにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。教師が気付きにくく判断しにくい形で行われることをふまえ、いじめ防止・早期発見のための「夏期研修」を行う。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、また児童が発するサインを見逃さず、早い段階から「いじめ対策・子ども支援委員会」で全職員の共通理解を図る。
- いじめの早期発見のため、①**心の健康観察**（毎週月曜日・タブレット端末による）と②**朝の観察カード**（毎日・「困ったことはありませんか」）を実施し、いじめの芽を見逃さない体制をつくる。
- 定期的なアンケート調査（**いじめアンケート**・学期に1回）を実施することにより、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。また、保護者が子どもの小さな変化を見逃さないよう家庭におけるコミュニケーションを図る取組の啓発や、地域との連携を進める。
- **いじめ対応チェックシートの活用**：毎月15日学年毎にチェックシートを利用し、いじめ等の有無・集団のまとまり等をチェックする。そのとき、問題点があれば校長を中心とした「いじめ対策・子ども支援委員会」を開催し、未然防止と早期対応につとめる。

4 いじめに対する措置について

- いじめを発見・認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめたとされる児童や周囲の児童に対しても事情を確認する。「いじめ対策・子ども支援委員会」で状況を確認し、全職員で共通理解のもと指導する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関と連携する。
- いじめられた児童が、教育を受けられる環境を確保し、心的なケアを行う。
- いじめをした児童には、行為の善悪を指導したうえで、いじめに至った背景を聞き取り、心的ケアも併せて行っていく。
- いじめが解消した後も保護者と継続的な連絡を取り、心的ケアと再発防止を行う。
- 教職員は普段より、いじめチェックリストを意識し、いじめを把握した場合の対処についても校内共通理解のもと指導していく。
- 以下の児童を含めた全ての児童に対して、日常的に児童の特性を踏まえた必要な配慮や適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に

対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童（被災児童）

☆組織で認知し対応することが重要～ ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめ対策委員会」に必ず報告する。重要なのは、ひとりで抱え込まないということ。管理職や学年など周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断するようにする。事案に対応する中では、迷うこともたくさんある。そんなときは「これでいじめを受けている子どもを本当に守ることができるか」とシンプルに考えるようにする。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいのか？」とためらわずに周囲に聞くようにする。

5 いじめ解消について

○いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要である。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること。

6 いじめアンケート調査の実施について

○6月末・11月末・2月中旬の計3回、いじめアンケートを実施する。また、いじめ問題が生じたときは必要に応じ、いじめアンケートを実施する。

（令和2年度については、臨時休業期間があったので、別途、アンケートの実施日を設定する。）

○令和5年5月8日より、「朝の確認カード」を登校時に確認することとし、いじめの早期発見と対応後の経過を逐一確認することができるようになる。

「朝の確認カード」では、日々の体調確認に加え、①前日の学校生活での

満足度、②困っていることはないかの2点について、毎日児童の気持ちを
確認することとする。

7 いじめ防止等の対策のための組織について

○「いじめ対策・子ども支援委員会」の設置及び校内研修を実施する。

いじめ対策・子ども支援委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及び
いじめへの対処等、組織的にいじめの問題に取り組む。

組織構成員は、校長・教頭・主幹教諭・教務・生徒指導主任・特別支援コ
ーディネーター・養護教諭・各学年1名・その他関わりのある先生とする。

また、いじめ相談窓口としては、各学級担任から生徒指導主任・特別支援
コーディネーターとする。

役 割：

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・
検証・修正の役割を果たす。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記
録、これらの共有化を図る役割を果たす。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情
報の迅速な共有化、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援
の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実
施する。

○学校いじめ対策子ども支援委員会には、学校基本方針の策定や見直し、取
組計画の進捗状況のチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケー
スの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学期に1回執り行う。学校の
いじめの防止等の取組についてR－P D C Aサイクルで検証を行う。

○いじめ問題の対応に関する校内研修を夏期休業中に実施する。

8 重大事態への対処について

○重大事態の発生と調査

重大事態は、生命、心身または財産に重大な被害を受けたこととする。

例えば)・ 児童が自殺に至った場合

- ・ 重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等の重大な被害にあった場合
- ・ 精神的な疾患を発症した場合
- ・ いじめを起因とする不登校に至った場合

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、
状況及び必要に応じて関係機関に報告する。

(2) 重大事態の調査主体と調査組織

調査は、「いじめ対策・子ども支援委員会」で行う。その中に、関係機関（教育委員会・警察・家庭児童こども相談所・カウンセラー・弁護士・医師など）も含むことができる。

1. 状況把握…可能な限り関連のある児童に聞き取りを行い、事実確認を行う。また、当該児童の心的ケア等も配慮したうえで、可能な限り聞き取りを行う。
2. 状況説明…事実確認できた内容に関して、当該児童・保護者に説明を行う。また、全職員への状況と経過の報告を行い共通理解を図る。
3. 関係機関との連携…事実確認できた内容を共通理解し、当該児童・保護者に必要な支援を行う。

4. 支援プラン

- ・当該児童・保護者への心的ケア（カウンセラーとの連携）
- ・学校復帰までの学習支援（家庭学習支援）
- ・落ち着いた学校生活を取り戻すための支援（個別支援）
- ・個人のプライバシーへの配慮を行う
- ・全職員による継続的見守り支援
- ・支援プランの見直し

9 ネット上のトラブル対応について

○携帯電話を所持する子どもが低年齢化していることから、ネットいじめやインターネット上のトラブルを未然に防ぐため、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルに関する指導を適切に実施する。

○家庭に対する携帯電話へのフィルタリング等も含めた啓発を積極的に行う。

○「ネットいじめ防止授業」を有効に活用するなど、ネットに関するいじめやトラブル等の未然防止に向けた指導を行う。

○児童の身体・財産に重大な被害が生じるおそれのある時は、保護者と共に直ちに黒山警察署に通報し適切な援助を求める。

10 いじめ防止対策における留意事項

○いじめが疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を制止する。

○いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保する。

○いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮のもと、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

- いじめを見ていた児童に対して自分の問題として捉えさせる。
- いじめに同調していた児童に対しては、その行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。